

【6】教員の養成に係る教育の質の向上に係る取組

(1) 音楽科教育法Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ

本学における音楽科教育法では次の内容を指導する。

- ・音楽科教育法Ⅰ：音楽における教科性の把握。音楽科学習指導要領の理解。
- ・音楽科教育法Ⅱ：指導と目標に準拠する評価の一体視、題材指導計画（学習指導案）の構造面の理解と作成能力の育成。
- ・音楽科教育法Ⅲ：模擬授業を通じた題材指導計画に基づく授業実践力の育成。
- ・音楽科教育法Ⅳ：教育実習準備の最終段階として、教師としての資質の見極めと総合的且つ具体的な学習指導力の育成。

音楽科教育法Ⅰ・Ⅱにおいては学生が専攻して「学修」する音楽と、教科として「学習」する音楽の質の違いを理解させ、以下の工夫点から教科としての「学び」の完全理解を目指している。

- ・一クラス受講者数はおよそ30名強の講義中心の授業である。全クラスに音楽科としての「学び」の完全理解を徹底するシラバスが用意されている。
- ・指導と評価の一体視ができるようにすることと、題材指導計画の構造面の理解と作成能力の育成を目指すために、本学音楽科教育法担当者の共同執筆によるテキスト『学習指導案例集』を開発し、授業資料として活用している。

音楽科教育法Ⅲ・Ⅳにおいては音楽科教育法Ⅰ・Ⅱにおいて習得した教科としての「学び」を踏まえ、以下の工夫点から演習を導入して授業実践力の育成を目指している。

- ・一クラス受講者数はおよそ15名強の演習中心の授業である。少人数である利点を生かし、2領域（表現及び鑑賞）4分野（歌唱、器楽、創作、鑑賞）における模擬授業を一学生が複数回に渡り実践することを可能としている。
- ・少人数であることから演習後の相互評価の充実を実現している。全クラスにおいて相互評価実践の独自の工夫が繰り広げられている。

(2) 教職ピアノ実習

本学では音楽科指導に当たって重要な教具である「ピアノ」の技能の習得、またその技能に付随して必要とされる生徒へ発信すべき具体的な指示内容の探求、それらの発し方等を総合的な見地に立って指導している。

これはいわゆる音楽の個人レッスンとは質を異にし、音楽教員として必要な資質や能力を身に付けることを目指す受講者5名を対象とした授業である。特質は以下にまとめられる。

- ・ピアノそのものの技能習熟を求める修練も当然促すが、テキストとなる楽曲を「学習のための教材」として並行して捉えさせ、指導目標の実現を意図した弾き方を学ばせる。（例：必要な声部を抽出して示す、調性の変化を感じさせるために和声を敢えて換え

る、曲想にふさわしいインザッツを示す、等)

- ・授業毎に指導担当者は受講者一人ずつに次の観点別評価規準で評価する。

《情意面》評価規準：意欲的に取り組んでいる。

《知覚・感受面》評価規準：自己の課題が解り、それに対応する術を知っている。

《技能面》評価規準：課題解決が図られ、技能が身に付いている。

(上記の各観点を次の基準で評価する。A：優れている B：概ね良い C：努力が必要である)

(3) 教職実践演習

教職課程の総まとめとして本科目は位置づく。本学では卒業後の進路として教職従事者を目指す者には当然ながら、教職以外の進路選択者にも修得した学位「学士(音楽)」に誇りをもちつつ音楽を媒体としてメッセージを発信する「音楽人」として活躍できるように本科目を機能させている。その概要は以下である。

- ・全履修者対象の講演会に学生にとって影響力ある「時の人物」を講師として招聘し、次回のクラスミーティングで講演に基づいたテーマによるディベートをもつ。学生同士の活発且つ真摯な意見交換により、自己の確立と今後の展望をしっかりと捉えさせる。
- ・本科目担当者により分担した複数の演習を用意し、学生に選択させ、オムニバス授業として学生独自の達成感を会得させる。

4年間の教職科目履修を補完することも本演習では行いつつ、上記の工夫により卒業時の自己の立ち位置を十分に理解させている。